

特定非営利活動法人World Big Bonds定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人World Big Bondsという。
また、略称をWBBとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県呉市広白石二丁目7番5号に、従たる事務所を東京都港区芝五丁目10番10号におく。

(目 的)

第3条 この法人は、難民を含む外国人の雇用に興味をもつ企業及び日本に定住する難民を含む外国人に対して、就労教育と雇用ノウハウの集積の場と機会の提供を通じて、特に地域資源が限られている地方での雇用促進を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 難民・外国人の雇用に関する企業、および関係者の「交流」機会創出事業
- (2) 難民・外国人の雇用に必要な企業向け、外国人材向け教育サービスの提供事業
- (3) 難民・外国人の就職に必要な日本語学習機会の提供事業
- (4) 難民・外国人材雇用に関するノウハウ、データの収集分析と発信事業
- (5) 地方企業、自治体向けの難民・外国人雇用体制づくり支援企画サービス（出張、コンサルティング）提供事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の提示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の提示場に提示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別

に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	土屋 敬三
専務理事	菅野 竜平
専務理事	平石 廣司
監事	秋本 直樹
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	(個人・団体)	100,000 円
	賛助会員	(個人・団体)	50,000円
(2) 年会費	正会員	(個人・団体)	500,000円
	賛助会員	(個人・団体)	100,000円(一口以上)

平成31年度

事業報告書

特定非営利活動法人 World Big Bonds

1 事業の成果

地方企業において、難民の雇用に向けた企業及び難民の双方フォローを行った。単なる人材不足解消の労働力として難民を見るのではなく、難民の方々が個々に持つ能力を最大限に発揮し、企業価値貢献に参画していく会社・基盤作りのサポートを行い、難民の雇用定着支援を実施した。特に地方都市の企業からは就労面での支援のみならず、就労に紐づく日本語・生活面に関する個別相談が増加し、共生社会を支える外国人職員に対する新たな支援ニーズを把握することができた。

家族単位を含め長期で日本社会に定住する外国人に対する就労をはじめとする多様な支援サービスのモデルとなるのは政府が進める第三国定住事業（呉市では平成30年3月～）である。本年度も（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）からの委託で、第三国定住難民の定住支援業務の委託を受け実施した。地域定住支援員として、就労支援・日常生活支援・地域支援ネットワークの構築等、地域定住の促進に資する業務を担った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,375 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 難民・外国人の雇用に関する企業、および関係者の「交流」機会創出事業	独立行政法人 国際協力機構 (JICA) のシリア難民に対する人材育成事業「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」の企業交流会に参加した企業2社(広島)の参加準備・フォローアップ・通訳業務を担った。	令和元年 8月	東京都	1	「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」の企業交流会参加企業	2社	47千円
(2) 難民・外国人の雇用に必要な企業向け、外国人材向け教育サービスの提供事業	・企業に就業中の難民に対して、企業が主催する社員教育(日本語)の実施支援を行った。 ・難民を雇用する企業の新入社員に対して、日本にいる外国人・難民に関する講義の依頼を受け、実施した。	通年	難民雇用先企業	1	企業にて就業中の難民及び難民雇用先企業	難民3名 企業1社	104千円
(3) 難民・外国人の就職に必要な日本語学習機会の提供事業	今年度は準備期間のため、事業は実施せず、開始のための調査・準備のみ実施した。	通年	法人の主たる事務所	1			27千円

<p>(4) 難民・外国人材雇用に関するノウハウ、データの収集分析と発信事業</p>	<p>難民雇用に関するノウハウ、成功・失敗事例の吸い上げを行い、問題分析及び解決策の検討を行った。その内容を、公益社団法人国際日本語普及協会(AJALT)主催の「難民のための日本語教育 初任教师 養成研修講座」にて講義を行い発表した。</p>	<p>令和元年 12月</p>	<p>法人の主たる事務所難民雇用先企業</p>	<p>1</p>	<p>難民雇用先企業</p>	<p>4社</p>	<p>76千円</p>
<p>(5) 地方企業、自治体向けの難民・外国人雇用体制づくり支援企画サービス(出張、コンサルティング)提供事業</p>	<p>難民雇用に向けた企業側の準備サポート、コンサルティング、雇用後のアフターサポートを実施した。(通訳・翻訳支援、社員面談同行等)</p>	<p>通年</p>	<p>法人の主たる事務所及び難民雇用先企業</p>	<p>1</p>	<p>企業にて就業中の難民及び難民雇用先企業</p>	<p>難民15名 企業4社</p>	<p>166千円</p>
<p>(6) その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第三国定住難民への定住支援業務を外務省及び(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部より委託を受け実施した。(就労支援・日常生活支援・地域支援ネットワークの構築等)</p>	<p>通年</p>	<p>広島県呉市</p>	<p>3</p>	<p>第三国定住難民(第8陣)</p>	<p>13名</p>	<p>911千円</p>
<p>(7) その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>広島県呉市の任意団体・日本語ネットワーク 住みつけて呉の会員となり、地域の関係者と共に第三国定住難民の日本語教育環境構築事業を実施した。本事業は、日本語ネットワーク 住みつけて呉が文化庁及び(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部より委託を受けて実施した。</p>	<p>通年</p>	<p>広島県呉市</p>	<p>1</p>	<p>第三国定住難民(第8陣)</p>	<p>13名</p>	<p>44千円</p>

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

平成31年度 活動計算書 (その他事業がない場合)

事業年度 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 World Big Bonds

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
[A] 経常収益		
1 受取会費		0
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		5,093,983
受取寄附金	5,093,983	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		2,355,087
活動委託金収入	2,355,087	
5 その他の収益		36
受取利息	36	
経常収益計		7,449,106
[B] 経常費用		
1 人件費		5,071,692
給料手当		
役員報酬		
福利厚生費		
出向負担金	5,071,692	
2 その他経費		1,375,428
旅費交通費	1,054,472	
通信費	65,235	
交際費	15,000	
会議費	42,282	
水道光熱費	25,717	
消耗品費	142,327	
租税公課		
新聞図書費	1,080	
支払手数料	550	
諸会費		
リース料	17,018	
雑費	11,747	
支払利息		
事業費計		6,447,120
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		430,134
旅費交通費	9,070	
通信費	6,443	
交際費		
会議費		
水道光熱費	2,857	
消耗品費	15,814	
租税公課	3,399	
新聞図書費		
支払手数料	264,047	
諸会費	10,000	
リース料	2,021	
雑費		
支払利息	116,483	
管理費計		430,134
経常費用計		6,877,254
当期経常増減額 [A] - [B] ... ①		571,852
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益	14,932	
経常外収益計		14,932
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 [C] - [D] ... ②		14,932
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③		586,784
法人税、住民税及び事業税 ... ④		70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑤		△ 2,642,120
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		△ 2,125,336

平成31年度 貸借対照表

事業年度 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

特定非営利活動法人 World Big Bonds

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	3,226,111	
未収金	189,932	
棚卸資産		
流動資産合計 ①		3,416,043
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具		
什器備品		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
借地権		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
長期貸付金		
固定資産合計 ②		0
【A】 資 産 合 計 ①+②		3,416,043
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
短期借入金	5,193,274	
未払金	278,105	
未払法人税等	70,000	
流動負債合計 ③		5,541,379
2 固定負債		
長期借入金		
退職給付引当金		
固定負債合計 ④		0
負 債 合 計 ③+④		5,541,379
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額	△ 2,642,120	
当期正味財産増減額	516,784	
正 味 財 産 合 計		△ 2,125,336
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		3,416,043

平成31年度 財産目録
 事業年度 平成31年4月1日～令和2年3月31日

特定非営利活動法人 World Big Bonds

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
(A) 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			
	手元現金	65,796		
	三菱UFJ銀行普通預金	2,067,305		
	広島銀行普通預金	1,093,010		
	未収金			
	(公財)アジア福祉教育財団	175,000		
	㈱ダイキ	14,932		
	棚卸資産			
	流動資産合計 ①		3,416,043	
2 固定資産				
(1) 有形固定資産				
	車両運搬具			
	什器備品			
(2) 無形固定資産				
	ソフトウェア			
	借地権			
(3) 投資その他の資産				
	敷金			
	長期貸付金			
	固定資産合計 ②		0	
(A) 資産合計 ①+②				3,416,043
(B-1) 負債の部				
1 流動負債				
	短期借入金			
	㈱ダイキ	2,016,571		
	㈱ダイキエンジニアリング	607,244		
	㈱プロスタイル	0		
	グローバルコミュニケーション(協)	2,569,459		
	未払金			
	㈱ダイキ	122,632		
	㈱ダイキエンジニアリング	51,289		
	㈱プロスタイル	1,080		
	グローバルコミュニケーション(協)	103,104		
	未払法人税等			
	平成31年度法人住民税均等割	70,000		
	流動負債合計 ③		5,541,379	
2 固定負債				
	長期借入金			
	退職給付引当金			
	固定負債合計 ④		0	
(B-1) 負債合計 ③+④				5,541,379
(B-2) 正味財産合計 [A] - [B-1]				△ 2,125,336